

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年 7月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第54号

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成28年岩手県条例第57号。以下「条例」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条に規定する規則で定める場合等)

第2条 条例第3条に規定する規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる税目の不均一課税に関し同表の中欄に掲げる場合とし、同条に規定する規則で定める期限は、同欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に定める期限とする。

個人の事業税	岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）第36条の規定による通知を受けた場合	当該通知に係る納期限
法人の事業税	修正申告をすべき事由が生じた場合	修正申告の期限（遅滞なく修正申告をすべき場合にあっては、修正申告をする日）
不動産取得税（個人の場合に限る。）	条例第2条に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の中途において事業を廃止した場合	当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡による場合にあっては、4月以内）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。